

## アルジェリア農業の「社会主義」部門

### —— 土地改革と自主管理農場 ——

本稿の目的は、アルジェリア経済における公共部門の分析をすすめるための予備作業として文献展望と資料整理を試みることであり、本号では農業部門のみをとりあげたが、逐次他の部門についてもとりあげていきたい。なおこのことは、産業部門別に公共部門の分析をすすめることを、無批判に肯定することを意味するものではなく、あくまでも作業の過程における便宜的な限定であることをおことわりしておく。

アルジェリアの公式統計は、農業部門を

- (1) 社会主義部門 (secteur socialiste)
- (2) 私的部門 (secteur privé)

の2部門に分類している。「社会主義部門」は「自主管理部門」(secteur autogéré)とも呼ばれるが、この分類は次の企業形態による農業経営体の分類に対応している。

- (1) 自主管理農場
- (2) 私営の農場・農家経営

したがって資料上は、農業生産における公共部門として「自主管理農場」のみをとりだすことができる。

なお、これに対して工業部門においては、次のような企業形態がある(注1)。

- (1) 私企業
- (2) 政府の監督官 (commissaire du gouvernement) の監督下におかれる企業
- (3) 自主管理企業
- (4) 国営会社 (société nationale)
- (5) 混合経済会社 (société d'économie mixte)

農業部門にくらべると、公共部門とみなしうる企業形態が多様であり、また「自主管理企業」の比重が小さく、「社会主義部門」と「自主管理部門」は同一視されていない。

さらに、商業部門、公益事業、通常の政府サービスなどを含めた全公共部門のなかでは、自主管理部門の比重はいっそう小さい。

しかしながら、アルジェリアにおける進歩と発展の契機は、「アルジェリア社会主義」にもとめられ、「社会主義」はつねに「自主管理」(autogestion)と結びつけて語られる[33—末尾文献番号。以下同一p. 41]。

したがって、ここでは農業部門における「公共部門」、すなわち「自主管理農場」にかんする資料を示すと同時に、「自主管理」の説明をやや詳細に加えておく。

(注1) La Documentation française, “La Situation économique de l'Algérie”, *Note et études documentaires*, pp. 45~47.

### I

「自主管理」とは、「生産手段の国有」と「労働者による自主的経営管理」とを二つの軸とする制度である。したがって、自主管理企業は、「私的所有」と「私的経営」を特徴とする私企業と対立するだけでなく、生産協同組合、国営企業とも原理的に異なる経営形態である。そして私企業制がそうであるように、自主管理制は単なる経営形態である以上に、体制イデオロギーとしての意味をもっている。ゆえに、農業部門における自主管理をめぐる以下の4点が問題にされなければならない。

- (1) 「アルジェリア社会主義」体制のなかで政策決定者が自主管理をどう位置づけているか。
- (2) 「アルジェリア社会主義」経済のなかで農業部門および、その自主管理部門をどう位置づけているか。
- (3) 国民経済および農業部門における変革過程のなかで自主管理をどう位置づけているか。
- (4) これらは世界の思想的系譜のなかでどう位置づけられるか。

自主管理農場にかんする研究は、雑誌論文を含めると主要なものだけでも十数点にのぼるが、これらの疑問に十分答えてくれる文献はなく、わずかに(4)にかんして、ユーゴの影響を受けているという指摘があるだけである。また(1)については、社会主義諸国における中央集権的国家統制下の国営企業に対比させて、「労働者の自主的経営管理」の側面を重視するものが多い。

いずれにしても(1)~(4)に答えるためには、指導者、諸政党などの声明、決議などを素材とする分析が必要であるが、そのためには、次のようなテキストが有用であろう。

アルジェリアの政治体制は、「国民解放戦線」(Front de Libération Nationale—略称FLN)の一党制であり、したがってその綱領がもっとも基本的である。独立直前の1962年6月に採択された、いわゆる「トリポリ綱領」[32]と1964年4月の「アルジェ憲章」[33]がもっとも重要であり、両者の比較検討はまず第一になさるべき作業である。FLNの綱領について、党の大会、中央委員会、書記局などの決議が重要であるが、テキストの入手はむずかしく、定期刊行物によって要旨を知ることができるだけである。それよりも入手が容易であり、かつ素材として興味ぶかいは指導者の演説集であり、筆者はベンベラ前大統領のものを2点[34],[35]、ブーメディエン現首相のものを2点[36],[37]確認しているが、これは発行されたうちのごく一部にすぎない。

以上は、政策全般にわたるものであるが、農業部門における変革にかんしては、おそらくトリポリ綱領より以前に書かれたFLNのAlger支部の農地改革にかんする資料集[38]がある。アルジェリアの土地改革は、後に述べるようにヨーロッパ人地主の場合とアルジェリア人地主の場合とでは、進行の度合がまったく異なっており、しばしば別々に論ぜられるが、両者の構想が統一的に出されているところがこの特徴である。ほぼ同じ時期の「アルジェリア労働総同盟」(Union Générale des Travailleurs Algériens—略称UGTA)の構想については雑誌論文[28]があり、フランスの農学者R. Dumontの勧告[13],[14]もそれらを理解する手がかりになる。

自主管理にかんする資料集は、筆者が確認しただけでも5点ほど出ている。これらは制度の説明を主内容としているが、まえがきや、付録の決議文などにイデオロギー分析の素材が見いだせるし、重点政策の変化もよくわかる[39],[40],[41],[42],[43]。なお[39]と[40]は同内容であるので両者を参照できる利点がある。これらは農業部門の自主管理に焦点をおいているが、[42],[43]では、工業部門についても同様に扱っている。

土地改革の課題が、アルジェリア人地主の所有制限に移行した段階のものでは、[44]があり、おそらくこれは、「農地改革案」と呼ばれるものと同文であると思われる。

以上、アルジェリア政府ないしFLNの文献をとりあげたが、アルジェリア発行の新聞[55]、雑誌[53]、[54]が重要なことはいうまでもない。

## II

自主管理にかんする論文は例外なく制度的説明を含んでいるが、制度と実態の混同がしばしば行なわれており、法律の規定に則してまず制度的枠組を正確に把握しなければならない。自主管理の関連法は下記の諸法令であるが、「アルジェリア共和国官報」(Journal Officiel de la République Algérienne—略称JORA)を参照できなかったため、テキストが記載されている文献名を番号で付記した。

(1) 所有者不在財産の保全と管理にかんする法令(1962年8月24日, Décret, n° 62-020)[52. janvier 1964, n° 1, pp. 274~278]

(2) 所有者不在の農場における管理委員会の設立にかんする法令(1962年10月22日, Décret n°62-02)[42]

(3) 動産・不動産の譲渡・売買、貸借の規制にかんする法令(1962年10月23日, Décret n°62-03)[42]

(4) 所有者不在財産の規制にかんする法令(1963年3月18日, Décret n°63-88)[39]~[43]

(5) 所有者不在の工業・鉱業・手工業における企業および農場の組織と管理にかんする法令(1963年3月22日, Décret n° 63-95)[39]~[43]

(6) 自主管理企業・農場の収益配分規則を定める法令(1963年3月28日, Décret n° 63-98)[39]~[43]

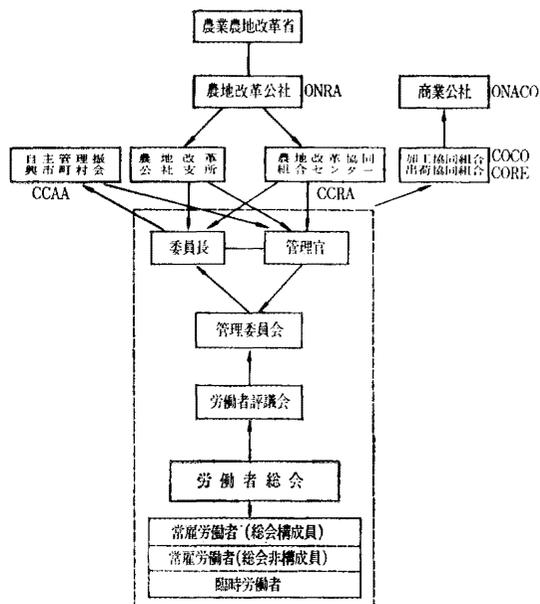
(7) 取得・管理・運営・利用の方法が、公共秩序と社会平和を混乱せしめる動産・不動産を国家の保護下におくことにかんする法令(1963年5月9日, n° 63-168)[52]

(8) ある種の個人または法人に属する農場を国有財産と宣言する法令(1963年10月1日),(テキスト未確認)。

上記のうち、(4),(5),(6)が、自主管理にかんする基本的な法令であり、「歴史的諸法令」または「三月諸法令」と呼ばれている。

3月18日の法令(4)は、自主管理制度の一方の軸、「生産手段の国有化」にかんする規定である。条文は3章16条からなり、企業(鉱・工・商・金融・農・林各業種における)と企業の不動産について、(1)その所有者がない場合に所有権の不在を確定し、(2)企業の操業が正常に行なわれないか、あるいは停止される場合に、所有権の失効を定め、(3)それらの「所有者不在財産」(biens vacants)を内閣府の行政的保護下に置くことを定めている。

第1図 自主管理農場機構図



なお、条文で明記されているのは、企業と「土地 (locaux), 不動産 (immeubles) およびその一部」であり「生産手段」ではなく、また「内閣府の行政的保護下 (sous la tutelle administrative de la Présidence du Conseil) におかれる」であって「国有化」でない。資料集 [39] では、その条項への注で、土地、家屋のほか農機具、家畜なども、すべて「公共 (collectivité), すなわち国または市町村」に帰属し、私有財産ではないと述べているが、法文からみる限りでは「生産手段の国有化」といっては idealize しすぎるといえる。

3月18日の法令のもう一つの問題点は、それが「所有者不在財産」の措置にかんする法律であって、財産一般の取用法ではないことであり、そこに自主管理制度制定の背後にあるアルジェリアの特殊条件がもっとも明白に示されている。それこそ独立前の「ヨーロッパ人農業とアルジェリア人農業の二重構造」の存在であり、しかもヨーロッパ人地主・農民が独立後、次々と農場を放棄して帰国したという条件である。帰国せずに生産をつづけるヨーロッパ人から土地を強制収用するために次の段階で出される法令が(7), (8)である。(7)は「公共秩序と社会平和」を名目として、独立戦争中にフランス当局に協力したアルジェリア人大地主をも対象にあげているが、これらの法令はなによりもまずヨーロッパ人所有地の収用をめざすものであったのである。

3月22日の法令(5)は、自主管理制度のもう一つの軸、「労働者の自主的な経営管理」にかんする規定であり、管理機構とそれぞれの権限について定めている。これが「歴史的諸法令」のなかでも、もっとも重要であるので全文を訳出しておく。1962年10月22日の法令(2)と比較するとき、最大の相違点は、管理官がもうけられたことであり、管理官を通じて行なわれる国家統制を明文化している点である。さらに法文上は明記されていない国家統制が各種の機関を通じて行なわれる。これらの機関をも含めた組織図が第1図である [15, p. 92]。

(1) 農地改革協同組合センター (Centre de Coopération de la Réforme Agricole——略称 CCRA)。ONRA の下部機関であり、信用、購買(肥料、種子)、農機具の修理・賃貸、などの協同組合業務を行なうが、それ以上に農場の監督機関としての性格が濃く、農業金融を独占し、また農場の会計簿を掌握している。なおこの前身は、1893年に創立され、1952年に改組された農業備蓄組合 (Société Agricole de Prévoyance——略称 SAP) である。

(2) 各種協同組合、すなわち購買協同組合 (Coopérative d'Approvisionnement), 出荷協同組合 (Coopérative d'Écoulement——略称 CORE), 加工協同組合 (Coopérative de Conditionnement) などがあり、最後の二者は、国内外の流通を掌握する商業公社 (Office Nationale de Commercialisation——略称 ONACO) と直結しているが、前記 CCRA との関係は不明である。

(3) 農地改革公社 (Office Nationale de la Réforme Agricole——略称 ONRA)。1963年3月に農地改革案の作成と自主管理農場の組織化を目的として設立された独立の公共機関であり、その下層機関である CCRA を通じてだけでなく、直接その係官を県ないし郡段階に派遣して自主管理農場への技術指導と監督にあたらせる。法文中に、所轄機関と書いてあるのは、ONRA をさすものである。

3月22日の法令の最大の問題点は、国家統制と企業の自主性とのかね合いにあるが、これについては3月28日の法令とともに論ずることにし、ここではもう一つの問題を指摘しておきたい。それは季節労働者から労働者総会の構成員となる資格を奪っている点(第3条, 第4条)であり、そのため自主管理農場内の民主主義を徹底させず、さらに自主管理農場の労働者と一般の農民との社会的不平等を固定化する惧れがある。

第2図 自主管理企業年間収益の配分表

大項目	項目	決定方式	備考
国への納付金	(1) 資本消耗引当金 (2) 投資国民基金 (3) 雇用平衡国民基金	平均生産性を基準にして政令または条令によって決定	失業者の救済など
労働者および企業の所得	(4) 臨時労働者の賃金 (5) 常雇労働者の賃金 (6) 常雇労働者の報奨金 (7) 企業内の投資基金 (8) 企業内の厚生基金 (9) 企業内の予備金	最低賃金法などの社会立法により決定 職種とノルマによってONRAが決定 管理委員会が決定し、ONRAの承認をうける (1)~(6)の残金をあて、評議会または総会が配分をさめる	貨幣または現物、支払条件は管理官の合意により管理委員会が決定 住宅・厚生施設の整備など

(注) (1)~(9)を控除後、税がかけられることもある。

(出所) 1963年3月28日法令、[39]より作成。

3月28日の法令(6)は、10条からなる会計方式にかんする規定であり、総収入(総生産高)から、賃金以外の諸経費を控除した額を、年間収益と定義し、その配分の仕方を選定している。

第2図は条文の説明を図式化したものであるが、それによりこの法令が単なる技術的規則でないことは容易に読みとれるであろう。政府は(1)~(5)の額を動かすことによって、自主管理農場に資本蓄積の役割を果たさせること(2)の増加、他の部門との実質的平等を実現すること(3)の増加)もできるし、(6)~(9)を農場や労働者への economic incentive として用いること、さらに(1)と(6)~(9)の増加により特権階級を育成することもできるのである。

このように3月22日の法令と3月28日の法令は、「労働者の自主的な経営管理」組織にかんする規定であると同時に、国家統制にかんする規定である。これまで国家統制の側面を強調したきらいがあるので、「自主性」の制度的保障について述べておこう。

(1)労働者総会から委員長にいたる企業内の民主制が確立されていること(これについては、すでに述べた季節労働者の問題がある)。

(2)企業の自由裁量で決定できる事項が明記されていること。

(3)自主管理振興市町村評議会を通じて、管理官の罷免ができること。

以上に述べてきた自主管理制度は、あくまでも法律の規定を通してみた制度であり、自主管理制度の制定後5年を経過した現在では、それぞれの農場のなかですでに慣行として定着した諸制度があり、むしろその解明こそ重要であるといわなければならない。

### III

政府資料だけでなく、研究論文も制度と実態とにふれながら、その時々で論議の焦点を変えており、文献に依拠する限り自主管理制度の形成、展開過程のなかではじめて実態に接近できるといわなければならない。その際、政府関係の文献が基礎資料であることにかわりがないが、制度を理解するときよりいっそう慎重な吟味が必要であり、第三者による研究論文を通じた問題点の検討をあらかじめ行なっておかなければならない。

自主管理農場と土地改革にかんする論文は、1963年から出はじめるが、前述した R. Dumont [14] の場合も、また Goussaut [16] も、土地改革をめぐる理論的な問題点の指摘が中心になっている。1964年にはいると、Poncet は第1論文 [25] で、独立前における農業構造の把握から、自主管理制度を軸とする農業部門の改革の革命的重要性を指摘し、第2論文 [26] では Tiaret 県の事例を通じて1963年3月前後の改革の進行状況を明らかにしている。より実態に肉迫したのは、2人のアメリカ人研究者(農学者と社会学者)による一農場の事例研究であり [15]、1963年末から1964年2月にわたる調査にもとづいて、「自留地」の存在をはじめとする興味ぶかい事実を報告している。

1965年になると、まとまった研究がつづいて出され、自主管理に対する、さまざまな角度からの検討が行なわれ、その欠陥と限界とが指摘されはじめる。なかでも Lazarev [20] と Teillac [30] のものが詳細であり、多くの問題点をカバーしている。Krieger [19] は、世界各国の土地改革との比較によって自主管理の理念と制度を検討しようとしたが考察が表面的に終わっている。徹

底的な「非植民地化」の成功にもかかわらず、他方で自主管理農場への国家統制が強まったことを批判する Préjean [27]、農場内外における「官僚ブルジョアジー」の頭目を指摘する Minces [24]、アルジェリア人所有地の土地改革の進展が遅いことに注目する Lentin [21] など、すでに1965年6月のクーデター以前の段階で問題点は出しつくされていたといつてよい。独立後のアルジェリア農業の変化を主として経済的関心からとらえた Griffin 論文 [17] は貴重であり、雑誌 *Maghreb* の記事 [22]、[23] も参照されるべきであろう。1966年以降のものでは、Sartan [29] がクーデター以後も土地改革と自主管理への障害の解決が進んでいないという指摘をし、Jaulin ほか2名が1963年に実施した調査結果を発表しているが [18]、自主管理への関心は一般にうすらぎ、1967年中に実施を予告されている土地改革の進行を見守っているのが現状である。

以上の研究論文のほかに、定期刊行物をおおなければならぬが、その際3種類のクロノロジーが有用である。[56]は1962年版から発行された年鑑であり、詳細な日録と年間の情勢要約が掲載されていて、隔月刊の [57] とともにもっとも使いやすい。1966年から隔月刊で発行されていた [58] は、後に季刊にかわりほぼ [57] と同じ性格をもち、[59] は統計が主である。

これらの文献で指摘された問題点を整理すると自主管理農場（社会主義農業部門）の展開過程は次のように時期区分することができる。

#### (1) 1962年3月～1963年3月。

1962年3月のエビアン協定から、1963年3月の「歴史的諸法令」が出される以前までの段階。独立協定の調印後から、ヨーロッパ人テロ組織（秘密軍事組織 OAS）によるテロ行為が続発し、7月5日の独立後もベンベラ派とヘンヘッド派による権力闘争が内戦の危機をはらみつつ続けられ、政情と経済活動の不安定さから多くのヨーロッパ人農場主、農民が相ついで帰国した。その結果農場は放棄され、不法占拠が目立ちはじめたので、8月24日の法令が出される。9月末のベンベラ政権成立後、政府は「耕作作戦」を通じて生産活動の再開につとめた。その過程で各地に旧ヨーロッパ人農場の労働者による自主的な管理組織が自然発生的に作られ、10月22日の法令は、この事態を法律的に追認したにすぎないといわれる。以後行政機構の再編成と並行して、土地改革案が検討されるなかで、「歴史的諸法令」が出されるわけである。管理組織の自然発生的性格は、この段階では農民

の自発性、革命性をあらわすものと評価されるが、後には植民地時代からの構造（とくに人的構成）をそのままに残した原因とむすびつけられる。

#### (2) 1963年3月～10月。

「歴史的諸法令」から10月のヨーロッパ人全所有地の国有化にいたるまでの自主管理部門の拡大がもっともダイナミックであり、農業生産の「アルジェリア人化」が進行する時期。諸法令にもとづく管理組織の整備と選挙が行なわれるなかで自主管理農場の「民主化運動」キャンペーンがおこされる。この過程で季節労働者を総会構成員にする農場もあらわれるが、同時に農場の統合が行なわれ、6月までには巨大農場が成立する。土地改革の必要性が強調され、アルジェリア人大地主からの土地没収も宣言されるが進展をみせず、モロッコとの国境紛争を契機として対仏強硬策をとり、10月1日全フランス人所有地の国有化宣言が行なわれた。地主からの社会的抵抗と補償のための財政的負担なしに、また農民に土地を分配する過程をふまらずに直接集団化しえた反面、ヨーロッパ人所有地の土地改革を切り離して行なったためにアルジェリア人所有地の土地改革が遅れたという側面ももっている。諸法令制定後、国家統制は強まる一方であり、「自主管理振興市町村評議会」は設置されなかった。

#### (3) 1963年10月～1966年10月。

土地改革の重点が、アルジェリア人所有地に移行し、実施の予告がたびたびくりかえされる時期。自主管理の拡大はほぼ終了したが、1964年3月に土地改革案が閣議を通りながら議会には上程されなかった例に典型的にみられるように、土地改革の実施がくりのべられる。それとともに自主管理農場の欠陥として、(1)人材の不足、(2)流通機構の障害、(3)農業金融の不備、(4)国家統制のゆきすぎ等々が政策担当者によっても自らみとめられる。

#### (4) 1966年8月～。

土地改革草案が発表され、実施のためのキャンペーンが開始される1966年以降の時期。

第4期について、土地改革の実施状況は今なお不明であるが、研究上の課題として重要なのは第3期に実施しえなかった理由の解明である。

## IV

独立後約2年間は、統計事情がきわめて悪く、生産統計は断片的であり、貿易統計は主要相手国側の通関統計しか利用できない。1965年になって統計年鑑 [45] が復刊され、農業・農地改革省からは、数種類の農業統計シ

リーズが出されるようになった。アルジェリア農業の全体をとらえるには〔47〕がもっともよくまとめられており、自主管理農場にかんしては、1964年から65年にかけての調査を集計した〔48〕によってその全貌をつかむことができる。

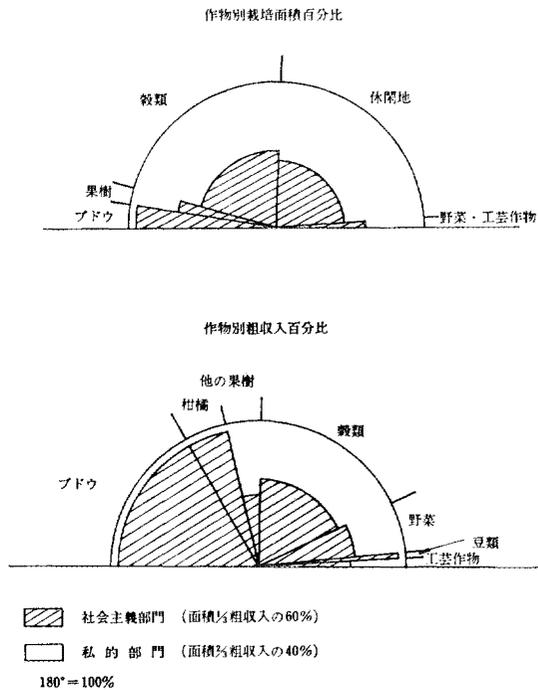
しかしながら統計を通じて明らかにしなければならないのは、(1)国民経済における農業部門の役割、(2)農業部門における自主管理部門の役割、(3)自主管理農場の構造であり、また以上3項目について(4)植民地時代のヨーロッパ人農業との比較、等々である。(2)、(3)にかんして上記の統計によりかなり明確につかめるが、ストックとフローの両面をおさえることはむずかしい。(1)についてはやがて統計が完備するであろうが、(4)については、断片的なデータをみずから組みなおさなければならない。ここでは(1)と(4)は、全面的に掲載を割愛するが、(4)にかんして若干の注意をしておく。独立以前の土地問題についてもっとも用いやすいのは〔1〕、〔7〕、〔8〕であるが、それはいずれも1950/51年の農業センサスに依拠しており、その後信頼できる調査が行なわれていない。したがって比較の際は、10年以上離れた2時点の比較ができるだけであって、独立戦争中の変化を正確におさえることができない。フランス政府による農業政策〔5〕、〔12〕と、戦争遂行のための強制移住〔2〕による変化が大きいが、この点についてとくに慎重でなければならないが、独立戦争末期の変化について述べているのは、わずかに〔38〕だけであり、統計では〔47〕の後半が部分的に利用できる。

アルジェリアの全国土面積約2億3800万ヘクタールの17.9%が農用地であり、その内訳は第1表のとおりである。南アルジェリアの農用地は、ほとんど草地で、耕地、樹園地はわずかであり、社会主義部門の比重もほとんど無視してよい(注2)。北アルジェリアについて、社会主義部門の比重が大きいのは、穀物以外の畑地(野菜・工業作物)、樹園地(なかでもブドウ畑)であり、いずれも単位面積当たりの収益が高いことが特徴的である。また同様に第2表について社会主義部門の比重をみると、柑橘類、ブドウ、野菜などの輸出用の商品作物および米、メイズなど(アルジェリアでは)商品化率の高い作物においていずれも高率であることがわかる。また部門による土地利用の差も第1表、第2表によって読みとることができるが、さらに第3図によって作物別の栽培面積と粗収入構成を容易に確認できる。降雨が少なく不規則なアルジェリアでは、灌漑面積が重要な土地生産力指標であ

るが、全経営面積に対する割合を考えると第3表によって社会主義部門に灌漑の普及度が高いことがわかる。ただし牧畜にかんしては第4表のように私的部門のほうが比重が大きい。社会主義農業部門の農家人口は第5表のように20%にみえず、これを第3図と比較すると社会主義部門の労働生産性が高いこと、それと表裏一体の関係で自主管理制度の受益者が少数であることがわかる。

第6表は、経営規模別に比較したものであるが、これにより経営形態がまったく異なることを確認できるであろう。私的部門の場合は家族経営が支配的であるのに対して、自主管理農場は、大経営である。

第3図 部門別農業生産



(出所)〔47〕p. 36

自主管理農場の経営構造にかんして〔48〕により、全国のおよび県別にかなり詳細なデータがわかるようになった。しかし農場レベルの問題はまったく不明であり、農場経営の類型も直接は行なうことができない。

第7表は、経営規模別に農場数を示したものである。北アルジェリア全体で2188経営で、500~1000ヘクタールの農場がもっとも多いが、かなりのばらつきがあることがわかる。第8表の県別の表から、社会主義部門の比重が県によってかなりの相違があり、それが比較的大き

第1表 部門別土地利用

(単位: ヘクタール)

		社会主義部門		私的部門		合計		社会主義部門の割合 (%)
		面積	比率 (%)	面積	比率 (%)	面積	比率 (%)	
全 アル ジェ リア	畑	1,484,380	64.5	4,648,040	11.6	6,132,420	14.4	24.2
	草	343,110	14.9	34,067,490	84.9	34,411,200	81.1	1.0
	樹	403,210	17.5	217,540	0.5	620,750	1.5	65.0
	農道・宅地	71,670	3.1	1,214,020	3.0	1,285,690	3.0	5.6
	農用地計	2,302,370	100.0	40,147,090	100.0	42,450,060	100.0	5.4
北 ア ル ジ エ リ ア	畑	753,170	32.8	2,048,860	18.7	2,802,030	21.1	26.9
	穀休閑地	655,290	28.5	2,462,000	22.4	3,117,290	20.5	21.0
	地	75,310	3.3	126,850	1.1	202,160	4.5	37.3
	合計	1,483,770	64.6	4,637,710	42.2	6,121,480	46.1	24.2
	草	16,530	0.7	20,670	0.2	37,000	0.3	44.7
地	永年牧草地	327,160	14.2	4,912,660	44.8	5,240,020	39.5	6.2
	放牧、採草地							
合計	343,690	14.9	4,933,330	45.0	5,277,020	39.8	6.5	
エ リ ア	ブドウ	317,730	13.8	45,530	0.4	363,260	2.7	87.5
	他の果樹	82,300	3.6	145,360	1.3	227,660	1.7	36.1
	合計	400,030	17.4	190,890	1.7	590,920	4.4	67.7
	農道、宅地など	71,590	3.1	1,212,710	11.1	1,284,300	9.7	5.6
	農用地合計	2,299,080	100.0	10,974,640	100.0	13,273,720	100.0	17.3
南 アル ジェ リア	畑	610	15.7	10,330	0.0	10,940	0.0	5.6
	草	20	0.5	29,134,160	99.9	29,134,180	99.9	0.0
	樹	3,180	81.7	26,650	0.1	29,830	0.1	10.6
	農道、宅地など	80	2.1	1,310	—	1,390	—	5.7
	農用地合計	3,890	100.0	29,172,450	100.0	29,176,340	100.0	0.0

(出所) [47] pp.9~10.

い Alger, Oran などの沿岸県では、平均経営規模が小さいという関係が読みとれる。これは Alger, Oran は、ブドウ、野菜、柑橘の多い県であり、ヨーロッパ人入植者の集中地帯であったことによって説明がつけられる。Saïda, Mostaganem の場合は、同じ沿岸県であっても穀作地帯であるために平均規模が高くなっているわけである。

[48]は、農場施設、農機具についても県別に統計をかかげているので、県別の比較をいっそうおしすすめることができるが、ここでは雇用労働力にかんするデータのみを出しておこう(第9表)。ここでも Alger, Oran の2県がとくに大きい。農場当たり平均常雇労働者数はそれぞれ172人、38人、全県平均は61人であり、Alger と Oran の間にも経営形態の差があるといえる。第9表の常雇労働者は必ずしも総会の構成員ではないが、非構成員は比較的少数であると思われる(注3)。

農場内の職種別労働力構成は、第10表のとおりであるが、職種別の賃金その他の労働条件は不明である。常雇労働者のうちで総会構成員でないものは少数であるとして、臨時労働者の Status はどうであろうか。第11表により、およその見とおしはつけられるが、なおデータが不十分であるといわなければならない。

(注2) 一般にアルジェリアの草地の利用は極端に粗放的であり、[48]では、草地を除いた「有効農用面積」(Surface Agricole Utile) という概念を農用地の代わりに使うことを主張している。

(注3) 総会構成員およびその家族で自主管理農場の常雇労働者数は、11万4315人。非農業従事者も含めて所得を得た者は家族員の22%であり([48] p. 22)、アルジェリアの平均世帯員数は5~6人であるから、1世帯2人の常雇労働者を出している総会構成員世帯数はごくわずかである。

第2表 作物別栽培面積および生産高 (単位: 面積 ヘクタール 生産高 キログラム)

		社会主義部門			私的部門			合計			社会主義部門の割合(生産高)
		面積	生産高	ha当たり収量	面積	生産高	ha当たり収量	面積	生産高	ha当たり収量	
夏穀類	ソルゴ	460	4,710	10.2	1,340	9,380	7.0	1,800	14,090	7.8	33.4
	メイ	2,000	27,940	14.0	2,990	30,460	10.2	4,990	58,400	11.7	47.8
	米(モミ)	1,170	45,170	38.6	140	4,970	35.5	1,310	50,140	38.3	90.1
	夏穀合計	3,630	77,820		4,470	44,810		8,100	122,630		63.5
冬穀類	硬小麦	460,700	3,459,000	7.5	1,204,600	6,550,200	5.4	1,665,300	10,009,200	6.0	35.6
	軟小麦	248,100	1,730,600	7.0	278,500	1,486,200	5.3	526,600	3,216,800	6.1	43.8
	大麦	63,900	508,700	8.0	561,500	3,268,100	5.8	625,400	3,776,800	6.0	18.5
	カラス麦	19,000	107,400	5.7	18,000	98,300	5.5	37,000	205,700	5.6	45.6
冬穀合計	791,700	5,805,700	7.3	2,062,600	11,402,800	5.5	2,854,300	17,208,500	6.0	36.6	
豆類合計	17,590	88,020	5.0	40,870	302,540	7.4	58,460	390,560	6.7	22.5	
野菜類合計	29,960	2,726,540		54,520	3,379,030		84,480	6,105,570		44.7	
柑橘類 他の果樹類		38,980	4,252,160		4,850	384,720		43,830	4,636,820		91.7
	ブドウ(原料用)	40,060	1,187,670		138,920	3,066,030		178,980	4,253,700		25.1
ブドウ(原料用)	302,550	14,528,213	48.0	43,740	1,739,250	39.8	346,290	16,267,463	47.0	82.8	
工芸作物	タバコ							10,000	60,000	6.0	
	綿花	2,090	114,190	54.6				3,950	26,250	6.6	
工芸作物合計											

(注) (1) 冬穀類, ブドウは1965年他は1964年, (2) ブドウ生産高はブドウ酒換算で, 単位ヘクトリットル。

(出所) [47] pp. 11~24より作成。

第3表 部門別灌漑面積

	社会主義部門	私的部門	合計
穀類	2,780	1,500	4,280
野菜類	19,420	59,640	79,060
工芸作物	20,150	31,710	51,860
ブドウ	1,570	850	2,420
果樹	18,890	2,200	21,090
その他の	42,150	58,870	101,020
その他	8,350	5,540	13,890
合計	113,310	160,310	273,620

(出所) [47] p. 26. 南北別は省略。

第4表 部門別家畜飼養頭数(1964年) (単位: 1000頭)

	社会主義部門	私的部門	合計
牛	30	501	531
豚	12	—	12
ヤギ	12	1,630	1,642
メ羊	164	4,836	5,000
馬	12	105	117
ババ	13	134	147
ロバ	8	240	248
ラクダ	—	175	175

(出所) [47] p. 84. 原表は1951~64の各年次別。

第5表 部門別農家人口

(単位: 人)

	社会主義部門		合計	私的部門		合計	合計	社会主義部門の割合(%)
	男	女		男	女			
専業従事者	136,185	675	136,860	695,845	13,530	709,375	846,235	16.4
兼業従事者	53,980	2,940	56,920	113,465	2,370	115,835	172,755	33.6
計	190,165	3,615	193,780	809,310	15,900	825,210	1,018,990	19.0
家族就業者			668,356			3,082,814	3,751,170	18.1
および無職								
合計			862,136			3,908,024	4,770,160	18.2

(出所) [47] Annexe. なお社会主義部門の数字は[48] p. 26と若干くいちがっている。

第6表 経営規模別農業経営数割合(%)

	社会主義部門		私 的 部 門	
	経営数	経営面積	経営数	経営面積
2 ha以下	1.3	0.1	53.2	4.4
2 ~ 5			22.2	15.9
5 ~ 10			13.2	15.8
10 ~ 20			7.0	21.3
20 ~ 50			3.4	23.6
50 ~ 100	1.8	0.2	0.8	11.0
100 ~ 200	6.1	0.9	0.2	2.0
200 ~ 500	25.2	7.0		
500 ~ 1,000	28.3	15.4		
1,000 ~ 2,000	23.3	30.5		
2,000 ~ 3,000	8.8	21.9		
3,000 ~ 4,000	2.7	9.8		
4,000 ~ 5,000	1.5	7.1		
5,000ha以上	1.0	7.1		
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) [47] Annexe.

第7表 経営規模別自主管理農場数

	農場数	比率(%)	経営面積 (ha)	比率(%)
50 ha以下	27	1.23	625	0.03
50 ~ 100	40	1.82	3,105	0.13
100 ~ 200	130	5.96	19,460	0.84
200 ~ 500	553	25.27	193,670	8.30
500 ~ 1,000	620	28.33	447,715	19.19
1,000 ~ 1,500	327	14.94	396,705	17.01
1,500 ~ 2,000	183	8.38	314,450	13.48
2,000 ~ 2,500	131	5.99	292,480	12.54
2,500 ~ 3,000	63	2.88	172,515	7.39
3,000 ~ 3,500	41	1.88	134,285	5.76
3,500 ~ 4,000	18	0.82	67,720	2.90
4,000 ~ 5,000	33	1.50	145,755	6.24
5,000ha以上	22	1.00	144,375	6.19
合 計	2,188	100.00	2,332,860	100.00

(出所) [48] p. 15.

第8表 県別自主管理農場数

県 名	農 場 数	比 率 (%)	経 営 面 積 (ha)	比 率 (%)	平均 経営 面積 (ha)	全農用 地 面 積 に 対 す る 社 会 主 義 部 門 の 経 営 面 積 の 割 合 (%)
El-Asnam	123	5.62	148,715	6.37	1,209	19.8
Médeá	64	2.93	104,235	4.47	1,628	2.9
Tizi-Ouzou	48	2.19	31,745	1.36	661	8.0
Constantine	206	9.42	298,368	12.79	1,448	16.7
Annaba	162	7.40	148,010	6.34	919	14.5
Batna	28	1.28	82,020	3.52	2,928	4.4
Sétif	122	5.57	185,580	7.96	1,521	13.6
Oran	753	34.43	442,965	18.99	588	48.5
Mostaganem	192	8.78	252,380	10.82	1,314	37.2
Sa'ida	61	2.79	127,170	5.45	2,084	44.8
Tiaret	90	4.10	259,405	11.12	2,882	19.4
Tlemcen	92	4.20	109,935	4.71	1,194	28.0
北アルジェリア	2,188	100.00	2,332,860	100.00	1,066	17.6

(出所) [48] p. 15ただし(1)は [47] p. 7.

第9表 県別自主管理農場雇用労働者数

	自主管理農場雇用労働者数		
	常 雇	臨 時	合 計
Alger	42,425	21,445	63,870
El-Asnam	7,135	4,165	11,300
Médeá	2,640	1,395	4,035
Tizi-Ouzou	3,105	650	3,755
Constantine	9,615	3,165	12,780
Annaba	9,495	3,340	12,835
Batna	1,040	240	1,280
Sétif	3,480	990	4,470
Oran	27,875	7,910	35,785
Mostaganem	14,670	6,095	20,765
Sa'ida	2,805	60	2,865
Tiaret	4,150	100	4,250
Tlemcen	5,995	2,590	8,585
北アルジェリア	134,430	52,145	186,575

(注) 常雇とは同一農場で6ヵ月以上雇用した労働者をさし、労働者総会の非構成員も含む。  
臨時とは同一農場で6ヵ月以下雇用した労働者をさし、他の農場で働くときには別に数えてある。  
(出所) [48] p. 21.

第10表 自主管理農場常雇労働者職種別雇用数  
(北アルジェリア)

	雇 用 数	比 率 (%)
労働者	111,805	83.2
技能労働者	15,085	11.2
雇 員	2,400	1.8
幹 部	5,140	3.8
合 計	134,430	100.0

(注) 技能労働者とは、機械工、トラクター運転手、鍛冶師、接木師など。雇員は会計、事務員など。  
幹部とは、管理官、委員長、副委員長をさす。  
(出所) [48] p. 25. 原表は県別。

第11表 自主管理農場臨時労働者数  
(作業別および期間別)

		男	女	合 計
耕 除 草 消 毒 そ の 他 中 間 作 業 収	耘	2,230	10	2,240
	作 業 穫	31,450	1,475	32,925
	穫	15,620	1,360	16,980
合 計		49,300	2,845	52,145
1 1 3	カ 月 以 下	19,585	1,510	21,095
	カ 月	13,260	755	14,015
	カ 月 以 上	16,455	580	17,035
合 計		49,300	2,845	52,145

(出所) [48] pp. 25~26. 原表は県別。

所有者不在の工業・鉱業・手工業における企業および農業経営体の組織と管理にかんする法令（1963年3月22日のデクレ）

第1章 自主管理の組織について

第1条 所有者不在の工業・鉱業の企業および農場は次の機関によって自主的に管理される。

- (a) 労働者総会 (Assemblée générale des travailleurs)
- (b) 労働者評議会 (Conseil des travailleurs)
- (c) 管理委員会 (Comité de gestion)
- (d) 管理官 (Directeur)

しかしながら、内閣総理大臣の決定によって、国家的重要性をもつ特定の企業、事業所は、公共部門に統合され公共、半公共機関または国营会社によって管理されることができる。

第1副章 労働者総会

第2条 労働者総会は、第3条、第4条、第5条に定められる基準に従って企業または農場の常雇労働者によって構成される。

この構成員の数は、企業また農場の発展と拡大の程度に応じて1年ごとに定められる。

企業または農場の発展と拡大の計画は、発展の国家的計画に適合するものである。

第3条 労働者総会の構成員であるためには、労働者は次の諸条件にかなわなければならない。

- アルジェリア国民であること。
- 満18歳以上であること。
- 公民権を失ったことがないこと。
- 現実に労働を行っており、それに適した健康をもっていること。
- 企業または農場の常雇労働者であること。
- 最低6カ月間、継続して勤務していること。

しかしながら、解放闘争を原因とする事態によって企業または農場から離れていた常雇労働者は、この最後の必要条件を免除される。

第4条 季節労働者は、労働者総会の構成員となることができず、構成員の資格に付帯する権利と特典を享受することができない。

第5条 管理官は所轄機関、および自主管理振興市町村評議会の助言にしたがって、

——労働者総会の構成員名簿を定め、構成員に構成員票を交付する。

——企業または農場の経済的計画の達成のために技術的に必要な常雇労働者の最適員数を1年ごとに決定する。

第6条 労働者総会の構成員は各自1票の票決権をもつ。票決権は代表されることができない。

投票は、無記名投票で行われなければならない。労働者総会が有効に議決するためには、登録構成員の3分の2が出席しなければならない。

第7条 労働者総会の議決に参加する権利をもつ労働者は何人も、重大な過失がなければ除名されることはない。

重大な過失の証明は、労働者評議会、または労働者評議会がない場合には労働者総会がこれを行なう。

第8条 労働者総会は、労働者評議会あるいは管理委員会によって少なくとも3カ月に1回召集されなければならない。労働者総会は、構成員の3分の1の発議によって臨時に召集されることができる。労働者30人未満の企業・農場においては、労働者総会は、評議会を代行する。

第9条 労働者総会は、

- 国家計画の枠内において、企業・農場の発展計画、および設備投資、生産、販売の年次計画を採択する。
- 労働の組織化、任務と責任の決定、分担に関する規定を採択する。

——決算書を承認する。

——必要ある場合は、評議会を選出する。

第2副章 労働者評議会

第10条 労働者評議会は、企業または農場の労働者総会構成員から選出され、最大限100人以上、最少限10人未満にならない限りで労働者15人につき最低1名の構成員により構成される。

第11条 労働者評議会の構成員の最少限3分の2は、企業または農場の生産に直接従事していなければならない。

投票の条件は、労働者総会について第6条で規定した条件と同様である。

第12条 労働者評議員の構成員は、3年任期で選出され、その委任は毎年3分の1ずつ更新される。

第13条 労働者評議会は、少なくとも1カ月に1回、管理委員会の決定によって開かれる。しかしながら構成員の3分の1の発議によって臨時会として開くこともできる。

第14条 労働者評議会は、

- 企業または農場の内規を採択する。

——総会による年次設備投資計画の枠内で、設備品の購入と売却を決定する。しかしながら創業資産価値を減ずることがあってはならない。

——総会によって採択された発展計画の枠内で長中期借款を決定する。

——総会への上申を条件として構成員の除名を決定する。

——本法令の第3条、第4条、第5条に規定された範囲内で新規の常雇労働者の加入を決定する。評議会に支障があるときには、管理官がその代理をすることができる。新規労働者の加入は、旧戦士または抑圧の犠牲者から優先的に行なわなければならない。

——総会提出に先だって決算書を審査する。

——管理委員会を選出し、統制する。

### 第3副章 管理委員会

第15条 管理委員会は、労働者評議会から選出された3人から11人の構成員で構成される。構成員の少なくとも3分の2は、生産に直接従事していなければならない。

管理委員会は、構成員から互選で、1年ごとに1人の委員長を選出する。

委員の更新は、労働者評議会と同様に任期終了後、3分の1ずつ毎年行なわれる。

第16条 管理委員会は企業または農場の管理の任務を負う。なかでも、

——国家計画の枠内で企業または農場の発展計画、および年次の設備投資・生産・販売計画を作りあげる。

——労働の組織化、ならびに任務と責任の決定および分担にかんする規定を定める。

——決算書をつくる。

——労働者評議会の決議を準備する。

——年次設備投資・生産・販売計画の枠内で、短期借款を決定する。

——原料品、種子等の供給に必要な製品の購入方式を年次生産計画の枠内で決定する。

——製品およびサービスの販売方式を決定する。

——季節労働者の雇用を含む生産にかんする諸問題を定める。

第17条 管理委員会は最低1カ月に1回、および企業の利益が要請するたびに、委員長の召集によって開かれる。

管理委員会は、企業の運営にかんしてあらかじめ管理委員会に出された提案と示唆を詳述しうる労働者評議

会、総会の構成員を、参考人の資格でその会議に参加させることができる。

第18条 管理委員会が有効に議決するためには、管理官を含む構成員の3分の2が出席しなければならない。採決は、出席者の単純多数によって行なわれる。

賛否両数の場合には、委員長の票が裁決権を有する。

第19条 管理委員会の委員長は、

——管理委員会、労働者評議会および総会を主宰し、指導する。

——管理委員会、労働者評議会および総会の議事録に副署する。

——金融、および支払証書に副署する。

——管理委員会の決定にもついで、労働者評議会、総会を召集する。

第三者に対して企業または農場を代表し、管理委員会の許可により法廷に立つ権限を有する。

### 第4副章 管理官

#### 第20章 管理官

——企業または農場において、国を代表する。

——企業または農場の経済的財政的活動の合法性について監視する。なかでも、

——国家計画に適合しない運営と発展の計画に反対する。

——第3条、第4条、第5条が適用されない場合、拒否権によって対抗する。

——企業または農場の生産手段の当初価値の減少に反対する。

——委員長の権限のもとで、管理委員会および労働者評議会の決議を実施し、法律と規則にしたがって、企業または農場の日常活動を保証する。

——金融証書および支払指図書に署名する。

——日常の支払いを行なう現金資金を保管する。

——決算書に署名する。

——不動産、動産の目録ならびに所轄機関の定める規則と手続きにしたがって企業または農場の会計簿を定め、保管する。

第21条 管理官は、法律上当然に議決権をもつ管理委員会の構成員である。管理官は委員長になることができない。

管理委員会は、労働者評議会および総会への報告書の提示を、管理官に行なわせることができる。

第22条 管理官はその職務上要求される道徳的専門的資質をもたなければならない。自主管理振興市町村評議会

の承認の後、所轄機関によって任命され、解任される。

管理官は、重大な過失もしくは明白な不適格性、または自主管理振興市町村評議会がその承認を撤回することなしには、その職から罷免されることがない。

## 第2章 自主管理振興の諸機関について

第23条 各市町村 Commune に管理委員会の委員長、党、U. G. T. A., A. N. P. の代表、および市町村の吏員から構成される自主管理振興市町村評議会が創設される。

必要ある場合には、市町村評議会の代わりに合同市町村評議会を創設することができるが、5以上の市町村評議会を合同会に代えることはできない。

第24条 自主管理振興市町村評議会は、

——企業または農場の管理機関の創立と組織化を助成する。

——自主管理の諸問題について労働者に関心をもたせる。

——市町村の各自主管理企業または農場の活動を調整する。

——管理および統制にかんして、所轄機関の技術的、財政的援助を要請する。

——本法令の第22条にしたがって、所轄機関の指名する管理官に対して承認を与え、また承認を撤回する。

第25条 自主管理振興市町村評議会は、自主管理企業または農場の委員長の間から、議長を選出する。評議会は、その議長の発議によって最低限3カ月に1回は開かれる。

第26条 企業もしくは農場の労働者評議会、管理委員会または自主管理振興市町村評議会の構成員は、その任務の遂行について、なんらの特別な報酬を受けることができない。これらの機関での議決と作業に費した時間は平常の労働時間とみなされ、平常の労働と同様の基準で報酬を受けるからである。

第27条 上記の諸機関の構成員は、諸会議の開会中のみ、かれらに帰属する機能を行使でき、所属する機関から明白に委任を受けない限り、当該機関の会期以外にその権能を利用することはできない。

第28条 事情を知りながら管理委員会の機能を妨害する者は、何人も1年から5年の禁錮刑および1000アルジェリア・ディナールから、1万アルジェリア・ディナールの罰金刑、あるいはそのいずれか一方の刑に処せられる。

第29条 本法令の規定は、公布後直ちに執行され、最大限1カ年以内に、その完全な効力をもたなければならない。

第30条 所有者不在の企業、農場における自主管理の組織化にかんする本法令は、それに反するすべての規定を無効とする。

第31条 大統領通達が本法令の施行の方式を定める。

第32条 法務、内務、国防、大蔵、農業・農地改革、工業化、エネルギー、労働および、社会事業担当の各国務大臣は、その所管にしたがって、アルジェリア人民民主主義共和国の「官報」に公布される本法令を執行する責任を負う。

## 〈参考文献〉

### I. Agricultural Problems

- [1] Barbé R., "La question de la terre en Algérie", *Economie et politique*, février 1956.
- [2] Bourdieu, P., et al., *Le déracinement — La crise de l'agriculture traditionnelle en Algérie*, Paris, Ed. de Minuit, 1964, 225 p.
- [3] Depois, J., Development of Land Use in Northern Africa, in *History of Land Use in Arid Regions*, U. N. E. S. C. O., 1961.
- [4] Dumont, R., *Types of Rural Economy*, London, 1957.
- [5] Guillot, J., L'amélioration du niveau de vie des populations rurales en Algérie, dans *Problèmes de l'Algérie indépendante*, P. U. F., 1963.
- [6] Isnard, H., "Vigne et structures sociales en Algérie," *Diogenes*, septembre 1959.
- [7] Id., "Structures de la colonisation agricole en Algérie à la veille de l'insurrection", *Annales de la Faculté des Lettres d'Aix*, vol. XXXI, 1957.
- [8] Id., "Structures de l'agriculture musulmane en Algérie à la veille de l'insurrection", *Méditerranée*, jan.-mars 1960.
- [9] Lambert, D., et al. *Le développement agricole en Algérie* (col. "Etudes Tiers Monde"), P. U. F., 1962.
- [10] Lannay M., *Paysans algériens*, Ed. Seuil, 1963, 430 p.
- [11] Nouschi, A., La place de l'agriculture dans la vie économique de l'Algérie, in *Agriculture, Land Reforms and Economic Development*, Warsaw, 1964.

- [12] Parodi, M., "Le développement rural", *Esprit*, janvier 1961.
- II. Land Reform and Agricultural Self-Management
- [13] Dumont, R., "La réforme agraire en Algérie indépendante", *Les Temps Modernes*, mars 1961.
- [14] Dumont, R., Des conditions de la réussite de la réforme agraire en Algérie, dans *Problèmes de l'Algérie indépendante*, P. U. F., 1963.
- [15] Foster, P. & H. Steiner, *The Structure of Algerian Socialized Agriculture*, Maryland, July 1964.
- [16] Goussaut, Y., Education des masses et encadrement dans la réforme agraire, dans *Problèmes de l'Algérie Indépendante*, P. U. F., 1963.
- [17] Griffin, K. B., "Algerian Agriculture in Transition", *Bulletin of the Oxford University Institute of Economics and Statistics*, Nov. 1965.
- [18] Jaulin, R., et al., "Les problèmes de l'autogestion dans les grandes fermes algériennes en 1963", *Autogestion*, avril 1967.
- [19] Krieger, A., Les prémices d'une réforme agraire en Algérie, dans *Essais sur l'économie de l'Algérie nouvelle*, P. U. F., 1965.
- [20] Lazarev, G., Autogestion agricole en Algérie, dans *Institutions et développement agricole du Maghreb* (col. "Etudes Tiers Monde"), P. U. F., 1965.
- [21] Lentin, A. P., "Les 4 étapes de la révolution agraire", *Démocratie nouvelle*, juin 1965.
- [22] Maghreb, "Situation et perspectives de l'agriculture au Maghreb", *Maghreb*, nov.-déc. 1966.
- [23] Maghreb, "L'autogestion agricole et la réforme agraire en Algérie", *Maghreb*, jan.-fév. 1965.
- [24] Mincez, J., "Autogestion et luttes de classe en Algérie", *Les Temps Modernes*, juin 1965.
- [25] Poncet, J., "Vers une nouvelle structuration de l'agriculture en Algérie", *La Pensée*, février 1964.
- [26] Poncet, J., "Quelques problèmes de l'agriculture algérienne vus à travers l'exemple du département de Tiaret", *Tiers Monde*, avril-juin 1964.
- [27] Préjean, J., "L'autogestion et les problèmes ruraux algériens", *Economie et Politique*, mai 1965.
- [28] Roland, M., "Une formule pour la réforme agraire en Algérie: La coopérative ouvrière agricole", *L'Afrique et l'Asie*, 4e trim. 1962.
- [29] Sartan, Y., "Perspectives de l'autogestion en Algérie", *Autogestion*, déc. 1966.
- [30] Teillac, J., *Autogestion en Algérie*, Paris, J. Peyronnet. 1965, 63 p.
- [31] Tidafi, T., "Place de l'agriculture", *Révolution africaine* ("Série Etudes Socialistes" 1), 1963.
- III. Official Documents on Land Reform and Self-Management
- [32] Front de Libération Nationale, *Projet de programme pour la réalisation de la révolution démocratique populaire*. (Programme de Tripoli).
- [33] F. L. N. Commission Centrale d'Orientation, *La charte d'Alger*, 1964.
- [34] Algérie, Ministère de l'Information, *Discours du Président Ben Bella*. (Du septembre 1962 au 12 décembre 1962).
- [35] Id., *Discours du Président Ben Bella*, El-Riath, 4 avril 1963.
- [36] Id., *Documents—Les discours du Président Boumédiène*. (Du 19 juin 1965 à 22 avril 1966)
- [37] Id., *Documents—Les discours du Président Boumédiène* (Du 24 avril au 20 août 1966)
- [38] F. L. N., Fédération du Grand Alger, *Documents sur la réforme agraire*. (1962)
- [39] Algérie, Ministère de l'Information, *Document sur l'autogestion*. (1963)
- [40] Id., *Documents on Self-Management*, 1963.
- [41] Algérie, Ministère de l'Orientation Nationale, *Premier Congrès des Fellahs*, 1963.
- [42] Id., *Documents sur l'autogestion*, mars 1964.
- [43] Algérie, Ministère de l'Information, *Documents—l'autogestion en Algérie*, oct. 1966.
- [44] F. L. N., Commission Nationale, *La Révolution agraire*, août 1966.
- IV. Statistics
- [45] Algérie, Ministère de l'Economie Nationale, *Annuaire statistique de l'Algérie: 1963-1964*.
- [46] Id., "Situation économique en 1963", *Revue du Plan et des Etudes Economiques*, avril 1964.

- [47] Algérie, Ministère de l'Agriculture et de la Réforme Agraire, L'Algérie agricole, *La statistique agricole*, mai 1966.
- [48] Id., "Structure des exploitations agricoles autogerées", *Statistique agricole*, jan. 1967.
- [49] Id., "Enquête pilote sur le rendement des céréales", *Statistique agricole*, mai 1966.
- [50] Id., "Prix et commercialisation", *Statistique agricole*, fév. 1967.
- [51] Id., "Commerce extérieur agricole", *Statistique agricole*, fév.-mars 1967.
- V. Periodicals
- [52] *Revue algérienne des sciences juridiques, politiques et économiques*, Faculté de Droit et Sciences Economiques d'Alger, publié depuis janvier 1964. (trimestrielle)
- [53] *El Djeich*, Armée National Populaire, Alger. (mensuel)
- [54] *La Révolution Africaine*, Front de Libération Nationale, Alger. (hebdomadaire)
- [55] *El Moudjahid*, Front de Libération Nationale, Alger. (quotidien)
- [56] *Annuaire de l'Afrique du Nord*, Centre de Recherches sur l'Afrique Méditerranéenne, Aix-en-Provence (France), publié depuis 1962. (annuaire)
- [57] *Maghreb*, Centre d'Etudes des Relations Internationales, Section Afrique du Nord, Paris, publié depuis 1964. (bimensuel)
- [58] *Maghrib Digest*, School of International Relations, University of Southern Calif., published from 1966. (Quarterly)
- [59] *Quarterly Economic Review, Algeria, Morocco, Tunisia*, Economic Intelligence Unit, London. (Quarterly) (調査研究部 宮治一雄)

■ アジア経済調査研究双書 ■

＝ 近刊案内 ＝

台湾経済総合研究

笹本武治・川野重任編 (A5上製・上下二巻)

△目次▽ 上巻

はしがき  
経済発展の体制  
経済地理  
人口と労働  
教育  
土地改革  
経済開発計画  
財政  
経済開発とアメリカ援助  
外資導入と合併企業  
経済発展と金融

下巻

農業生産構造  
米の経済と技術  
砂糖経済  
工業の展開過程  
企業経営  
貿易と国際収支

△付▽  
統計表  
文献目録

(予価・各一、八〇〇円)

国際投資の法的保護

佐藤和男編 (A5上製・予価一、二〇〇円)

△目次▽

外国民間投資保護の多数国間制度  
アメリカの投資保証制度  
西ドイツの投資保証制度  
日本の投資保証制度  
投資紛争の処理  
国際投資の法的保証の問題点  
国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約について  
(資料)

＝ 総合図書目録は全国有名書店へ……。  
または50円切手を同封して直接本社までお申込み下さい。

発売元 (株) アジア経済出版会

東京都新宿区市谷本村町42・電 (353) 4231, 振替; 東京143692